

## 令和5年度 科学技術分野の文部科学大臣表彰

### 《推薦要領の主な変更点》

#### 【科学技術賞】

- 申請書類の提出方法を、紙媒体から電子媒体に変更(戸籍抄本・住民票を除く。)
- 技術的要素がある業績の応募分野の明確化(F分野(科学技術政策・人文社会分野)以外の各技術分野を選択)。

#### 【若手科学技術者賞】

- 出産・育児により研究活動に専念できない期間があった場合は、応募要件を「42歳未満」とする。  
(この場合は、申請書類に「研究に専念できない期間」を記載するとともに、出産・育児の事実を確認するための最低限の書類(母子手帳の表紙の写等)を提出する。)

#### 【科学技術賞・若手科学者賞・研究支援賞 共通】

- 戸籍上の氏名(旧姓を含む。)ではない「通称」の使用を可とする。
- 「候補者一覧表」・「業績概要一覧表」を「候補者・業績一覧表」に一体化(様式の変更)。

#### 【共通】

- 申請書類について、候補者の専門分野以外の者が見ても理解できるようわかりやすく記載すること、各項目で求める記載内容を明確化。  
(特に、研究支援賞については、候補者が困難やトラブルを解決する上で行った工夫・貢献の内容を具体的に記載するよう明確化)